

平成30年10月11日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
公衆衛生担当理事 湯浅 章平

平成30年8月30日からの大雨による災害及び平成30年北海道胆振地方
中東部を震源とする地震に伴う予防接種の取扱いについて

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菫 敏

平成30年8月30日からの大雨による災害及び平成30年北海道胆振地方中東部
を震源とする地震に伴う予防接種の取扱いについて

標記災害のために居住地の市町村で定期接種を受けることが困難な者が、居住地以外の市町村において予防接種を希望する場合の接種の実施について、厚生労働省より各都道府県衛生主管部局宛別添の事務連絡がなされました。

なお、実施にあたっては下記に留意していただきたいとしております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等への周知協力方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

記

1. 居住地以外の市町村において予防接種を実施する場合には、一般に予防接種実施依頼書の発行が行われているが、居住地の長にあつては、標記災害のため、予防接種実施依頼書の発行事務が極めて困難な場合があると考えられることから、予防接種実施依頼書がない場合においても、希望地の長は被災者からの申し出をもって居住地の長からの予防接種実施依頼があつたものとし、予防接種を実施して差し支えない。
2. 当該予防接種の実施に当たっては、被災者がおかれている状況を考慮し、予診の徹底など健康状況を十分に把握した上で接種が行われるよう特に留意願いたい。